

# 釧路市体験型観光事業者利用促進事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、(一社)釧路観光コンベンション協会(以下、「観光協会」という。)が実施する、釧路市体験型観光事業者利用促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)体験メニュー 自然や文化、アクティビティ等を体験する観光メニューをいう。
- (2)体験型観光事業者 体験メニューを提供する事業者をいう。

## (補助対象事業者)

第3条 体験型観光事業者のうち、市内に本店、支店等を有する法人又は市内で事業を営む個人事業主とする。

## (体験メニューの登録申請)

第4条 体験メニューの登録を受けようとする体験型観光事業者は、釧路市体験型観光事業者利用促進事業体験メニュー登録申請書(様式第1号)に、体験メニューの内容がわかる資料(任意様式)を添えて、観光協会に提出しなければならない。

## (体験メニューの登録決定)

第5条 観光協会は、前条の登録申請書を受理したときは、その内容を審査し、体験メニューの登録の可否を決定するものとする。

- 2 観光協会長は、前項の規定により体験商品の登録を決定したときは、釧路市体験型観光事業者利用促進事業体験メニュー登録決定通知書(様式第2号)により、体験型観光事業者に通知するものとする。

## (補助上限額の決定)

第6条 観光協会長は、第4条で定める登録申請書の内容を審査し、補助上限額を決定するものとする。

- 2 観光協会長は、前項の規定により補助上限額を決定したときは、補助上限額決定通知書(様式第3号)により体験型観光事業者に通知するものとする。

## (補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、第5条第2項の規定による登録を受けた体験メニューの割引に要する経費とし、補助金の額は通常の提供価格(消費税抜き)の2分の1以内で、3,000円を上限とする。

(体験メニューの追加及び変更の承認)

第8条 体験型観光事業者は、体験メニューを追加または変更しようとするときは、釧路市体験型観光事業者利用促進事業体験メニュー追加・変更申請書(様式第4号)を、観光協会に提出しなければならない。

2 観光協会長は、前項の変更申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、釧路市体験型観光事業者利用促進事業体験メニュー追加・変更登録決定通知書(様式第5号)により体験型観光事業者に通知するものとする。なお、補助上限額は第6条で定めるとおりとし、体験メニューの追加または変更に伴う補助上限額の変更は行わない。

(実績報告)

第9条 体験型観光事業者は、釧路市体験型観光事業者利用促進事業実績報告書(様式第6号)により、体験メニューの利用状況を月ごとに集計し、観光協会長が必要と認める書類を添えて、翌月の20日までに観光協会に報告しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 体験型観光事業者は、補助金の支払いを受けようとする場合は、前条による実績報告に請求書(様式第7号)を添えて、翌月の20日まで(2月分は3月10日まで)に観光協会に提出しなければならない。

2 観光協会は、請求書(様式第7号)の内容を確認のうえ、体験型観光事業者に補助金を支払う。

(補助金の経理)

第11条 体験型観光事業者は、補助事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、観光協会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、2022年3月18日から施行する。